大治町特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

大治町では、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び大治町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年大治町条例第19号。以下「番号利用条例」という。)に定められた事務において、個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)を取り扱う。

番号法においては、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、管理体制等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

(1) 法令遵守

特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等を遵守する。 法令等には、次のものを含むものとする。

- ・番号法
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地 方公共団体等編)(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)
- 番号利用条例
- ·大治町個人情報保護条例(平成15年大治町条例第21号)
- 大治町個人情報保護条例施行規則(平成16年大治町規則第3号)
- ・大治町情報セキュリティポリシー

(2) 安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失及びき損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

(3) 適正な収集、保管、利用、提供及び廃棄並びに目的外利用の禁止 特定個人情報等は、番号法及び番号利用条例に定められた事務に必要な 範囲内で適正に収集、保管、利用及び提供するとともに、不要となった特 定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措 置を講ずる。

(4) 委託·再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先 (再委託先を含む。)において、番号法に基づき大治町自らが果たすべき 安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(5) 継続的改善

特定個人情報等の保護に関する安全管理措置等を継続的に見直し、その改善に努める。